

東浦町老人クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがい並びに健康づくり及び地域での仲間づくりの活動の場として、東浦町老人クラブ連合会及び単位老人クラブ（以下「老人クラブ等」という。）が行う各種活動に対して助成を行うことを目的とする東浦町老人クラブ補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、老人クラブ等とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、老人クラブ等の事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

（1）政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

（2）東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利用する事業

（3）その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の用途)

第4条 補助金は、老人クラブ等の事業費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、補助金を使用してはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる対象者に応じ、同表の中欄に掲げる交付対象事業費ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる補助金の額を交付するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 町長は、補助金の交付を請求されたときは、請求の日から起算して 30 日以内に補助金の全部を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

交付対象者	交付対象事業費	補助金の額
東浦町老人クラブ連合会	老人クラブ連合会活動事業費	愛知県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき算定した額
	生きがい活動事業費	東浦町老人クラブ連合会の部活の部員（補助金を交付する年度の 4 月 1 日時点で東浦町内に在住する者に限る。）の数に 1,500 円を乗じて得た額
	愛知県老人クラブ連合会事業費	東浦町老人クラブ連合会に所属する単位老人クラブの数に 3,600 円を乗じて得た額
	高齢者交通安全推進協議会事業費	10,000 円
単位老人クラブ	老人クラブ活動事業費	愛知県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき算定した額に 3,000 円を加算した額
	清掃活動事業費、交流活動事業費、サークル活動事業費、交通安全・防犯活動事業費、友愛訪問活動事業費	各事業 1 回につき 400 円（各事業年間 12 回を限度とする。）
	広報活動事業費	事業 1 回につき 5,000 円（年間 12 回を限度とする。）